

# くらしと県税

2018



千葉県



# もくじ

○県の目指す姿	2
○県の予算	3
○県税の内訳	4
○税金の種類	5
○平成30年度地方税制改正のあらまし	7
○県税のあらまし	9
個人の県民税	9
法人の県民税	17
県民税利子割	18
県民税配当割	18
県民税株式等譲渡所得割	19
個人の事業税	20
法人の事業税	21
不動産取得税	24
軽油引取税	27
自動車税	30
自動車取得税	33
県たばこ税	34
地方消費税	35
固定資産税	35
狩猟税	36
鉱区税	36
ゴルフ場利用税	37
○県税の申告と納期	38
○延滞金・加算金	39
○県税の救済	41
○納税の猶予・減免など	41
○県税事務所の所在地図	43
○国税・市町村税の相談	45
○県税の相談	47
○県税の所管地図	48



# 県の目指す姿

## 基本理念

千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、  
県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

千葉県では、本県の可能性を最大限に生かし、県民と共にチームスピリットで、暮らし、医療・福祉・健康、自然環境、子育て、教育、観光、経済、まちづくりなど、各分野において、日本一を目指す県政運営を行います。

そして、日本で一番暮らしやすいと感じ、「千葉で生まれてよかった」「住んでよかった」「働けてよかった」と誇りに思える「暮らし満足度日本一」の千葉を実現します。

## 基本目標

「暮らし満足度日本一」の実現に向け、「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という3つの基本目標を設け、この基本目標を達成するため、各種施策を展開・推進しています。

### 1 「安全で豊かなくらしの実現」

- ① 自助・共助・公助でつくる災害に強く様々な危機に対応できる地域社会
- ② 治安が行き届き、安全で安心して暮らせる地域社会
- ③ 健康で生き生き暮らせる地域社会
- ④ 心豊かに元気に暮らせる地域社会
- ⑤ 豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会

### 2 「千葉の未来を担う子どもの育成」

- ① 安心して子どもを産み育てられる地域社会
- ② 郷土を愛し自立した健康な子どもの育成

### 3 「経済の活性化と交流基盤の整備」

- ① 国内外の多くの人々が集う魅力ある地域社会
- ② 挑戦し成長し続ける産業
- ③ 働く希望や多様な働き方がかなう社会
- ④ 地域を支える力強い農林水産業
- ⑤ 誰もが住みたくくなるようなまちづくり



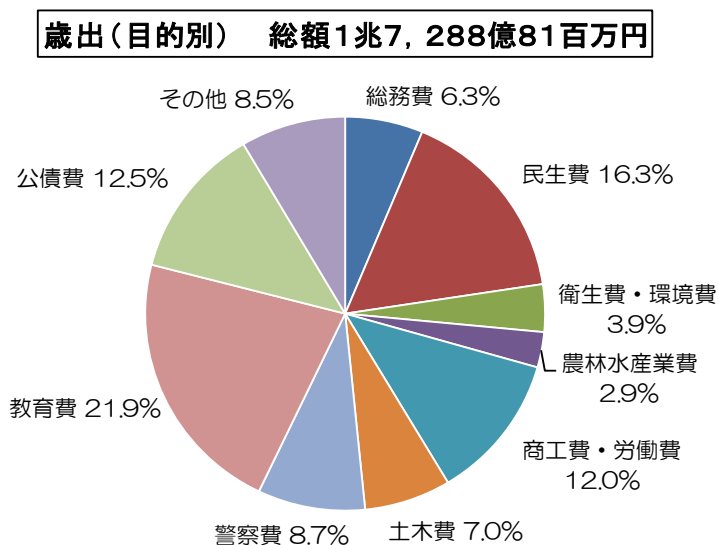
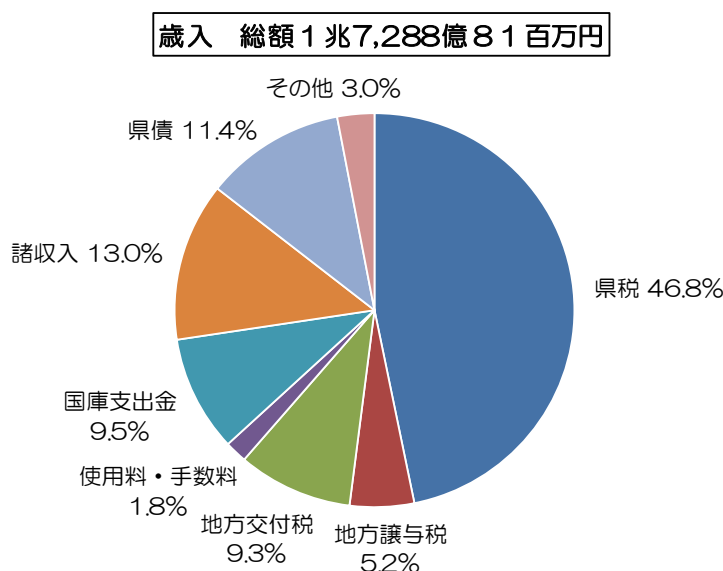
# 県の予算

平成30年度の一般会計当初予算は、1兆7,288億81百万円、前年度（1兆7,261億61百万円）と比較し、27億20百万円の増となります。

県税は8,092億41百万円となっており、一般会計予算の46.8%を占める重要な役割を担っています。

平成30年度当初予算は、総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」策定後、初めての通年予算であり、計画に掲げた施策の着実な推進を図ります。

具体的には、「子ども・子育て世代への支援の充実」「県民サービスの向上と経済活性化のための社会基盤の整備」をはじめとして、各分野にわたり「暮らし満足度日本一」の実現に向けた事業を計上しています。



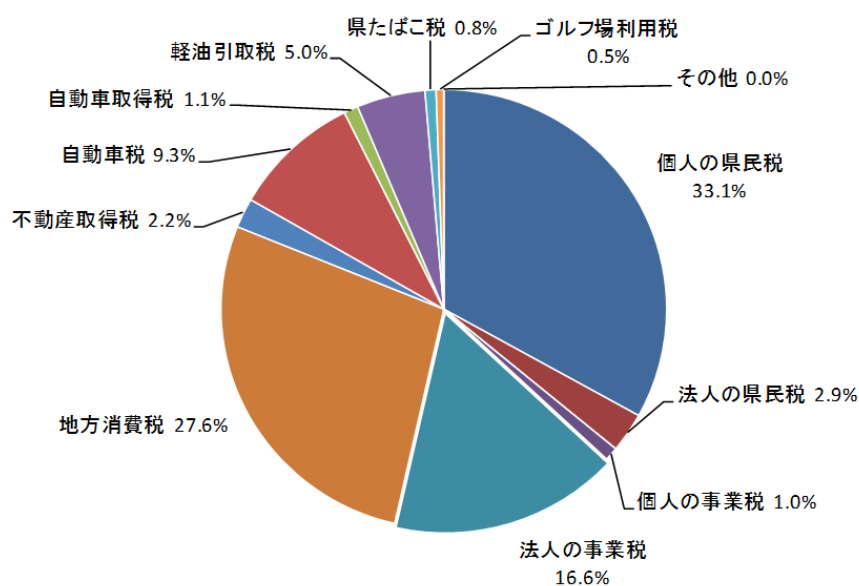


# 県税の内訳

平成30年度の県税収入（当初予算額）は、教職員給与負担の千葉市への移譲に伴う税源移譲により、個人県民税が減収となる一方で、地方消費税は個人消費の増加や都道府県間の清算基準の見直しなどにより、法人二税は企業業績の堅調な推移により、それぞれ増収が見込まれるため、前年度と比べて316億円の増額を見込んでいます。

主要税目の収入見込額（平成30年度当初予算）

税 目	当初予算見込額（百万円）
個人県民税	267,463
うち均等割・所得割	245,998
うち利子割	1,980
うち配当割	9,029
うち株式等譲渡所得割	10,456
法人県民税	23,658
個人事業税	7,958
法人事業税	134,235
地方消費税	223,172
不動産取得税	17,659
自動車税	75,459
自動車取得税	8,505
軽油引取税	40,194
県たばこ税	6,449
ゴルフ場利用税	4,411
その他	78
合 計	809,241



※ 表示単位未満四捨五入のため、積み上げが一致しない場合があります。



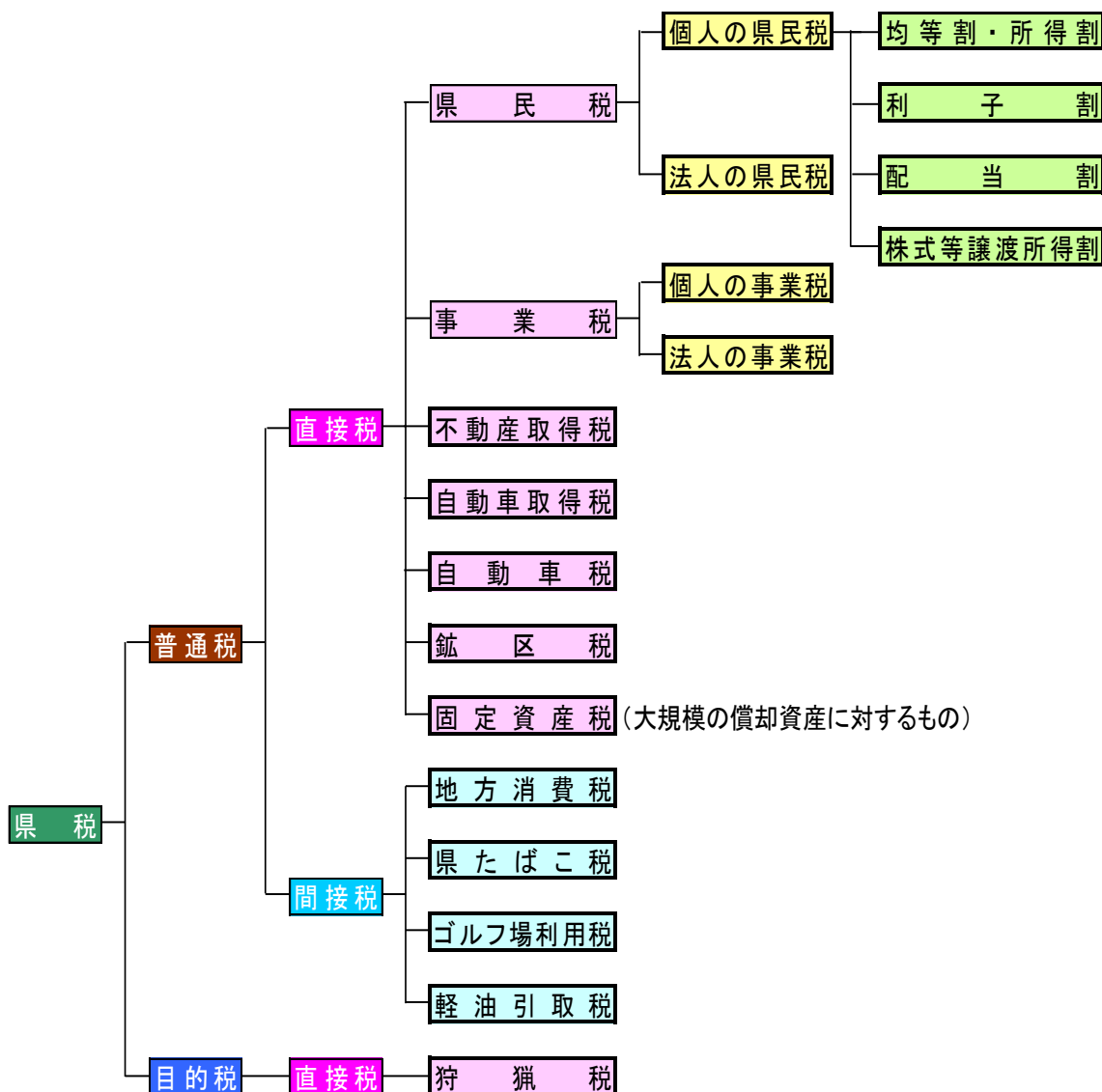
# 税金の種類

税金には、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」とがあります。地方税は、さらに道府県に納める「道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

税金は、その用途により分類すると、「普通税」と「目的税」とに分けることができます。「普通税」は、その用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができるが、「目的税」は、その用途が特定されているものです。

また、納める方法によって分類すると、「直接税」と「間接税」とに分けられます。「直接税」は、税を負担する人が直接納めるものをいい、「間接税」は、税を負担する人と納める人が違うものをいいます。

## 【県税(12税目)】



## 【市町村税(13税目)】

- 市町村民税……それぞれの市町村に住む個人や、事務所等のある法人に課されます。
- 固定資産税……土地、家屋及び償却資産の所有者に課されます。
- 軽自動車税……原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に課されます。
- 都市計画税……都市計画法により都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域に所在する土地、家屋の所有者に課されます。
- 市町村たばこ税……製造たばこの製造業者等が、市町村の小売販売業者にたばこを売り渡すときに課されます。
- 国民健康保険税……国民健康保険の被保険者である世帯主に課されます。

このほかに次のような税があります。

鉱産税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、入湯税、特別土地保有税、事業所税

## 【国税(24税目)】

- 所得税……所得のある個人に課されます。
- 法人税……所得のある株式会社などの法人に課されます。
- 相続税……相続又は遺贈によって財産を取得した人に課されます。
- 贈与税……財産の贈与を受けた人に課されます。
- 地価税……土地の所有権、借地権等を有する人に課されます。  
(平成10年分以後の各年の地価税については、臨時措置として、当分の間、課されないこととなっています。)
- 消費税……国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地域から引き取られる外国貨物に対して課されます。
- 酒税……酒類の製造業者に課されます。
- 印紙税……契約書、受取書などを作成した人に課されます。
- 登録免許税……不動産、船舶、会社などを登録する人や弁護士、司法書士、税理士などの登録を受ける人に課されます。
- 自動車重量税……自動車検査証の交付等を受ける人に課されます。
- 地方法人特別税……法人事業税の納税義務のある法人に課されます。

(平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用)(22ページ参照)

このほかに次のような税があります。

たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、石油ガス税、地方揮発油税、関税、とん税、

特別とん税、航空機燃料税、電源開発促進税、石油石炭税、復興特別所得税、地方法人税





## 平成30年度地方税制改正のあらまし(県税関係)

※平成30年4月1日現在の法令に基づいた内容です。

### ●不動産取得税

#### \* 税率の特例措置の延長

住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。

#### \* 課税標準の特例措置の延長

宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで3年延長することとされました。

### ●個人住民税（平成33年度分以後の個人住民税から適用）

#### \* 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされました。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円
基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）

#### \* 基礎控除の見直し

合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設けることとされました。

合計所得金額（給与収入）	控除額
2,400万円超 2,450万円以下（2,595万円超 2,645万円以下）	29万円
2,450万円超 2,500万円以下（2,645万円超 2,695万円以下）	15万円
2,500万円超（2,695万円超）	適用なし

#### \* 給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げることとされました。また、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限を設けることとされました。

## ●県たばこ税

### \*たばこ税の税率の引上げ

たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げることとされました（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円の引上げ）。

（税率：円／1,000本）

	現行	H30.10.1～	H32.10.1～	H33.10.1～
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
道府県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
国のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円

### \*加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式を見直すこととされました。（「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することとされました。）

## ●法人事業税

### \*ガス中小事業者に係る法人事業税の収入金額課税方式の見直し

ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直すこととされました。

## ●地方税の電子化

### \*大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化（平成32年度分以後から適用）

国税と同様に、資本金が1億円を超える普通法人等に対して、法人県民税、法人事業税等の電子申告を義務付けることとされました。



# 県税のあらまし

## 個人の県民税（均等割・所得割）

個人の県民税は、前年中に一定の所得があった県民の方に課されるものです。実際の事務は、市町村において市町村民税とともに住民税として課税及び徴収されますが、その後県民税は県に払い込まれています。

### 納める人

1月1日現在で

○県内に住所がある人……………均等割と所得割

○県内に事務所、事業所、別荘などの家屋敷を持っている人で、  
その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

（注）1 均等割は、一定の額で課されます。  
2 所得割は、所得金額に応じて課されます。

**非課税** 次の人には個人の県民税は課されません。

- 1 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 2 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- 3 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人

### 納める額

○均等割（年額）

県民税	1,500円	市町村民税	3,500円
-----	--------	-------	--------

東日本大震災を踏まえ、地方自治体が緊急に実施する防災・減災施策の財源を確保するため、全国的に個人住民税の均等割が県民税・市町村民税ともに平成26年度から平成35年度までの間は500円ずつ引き上げられています。

○所得割（年額）

前年の所得に対して課税されます。

課税所得金額	税率	
	県民税	市町村民税
一律	4%	6%

※ ただし、政令指定都市（県内では千葉市）にお住まいの人は、平成30年度分の個人住民税から税率が県民税2%・市民税8%となりました。（住民税全体の税率は10%で従来と変わりません）

●所得割の計算方法（一般例）

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税所得金額} \\ \text{(前年の所得金額－所得控除額)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税率} \\ \text{(上記)} \end{array}} - \text{税額控除額} = \text{税額}$$

- (注) 1 課税所得金額は、原則として所得税法の定めるところによって計算します。  
 2 所得控除とは、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を求めるために、所得金額から一定の方法で計算された額を差し引くことをいいます。(11～12ページ参照)  
 3 税額控除とは、税額を算出した後にその税額から差し引く額のことをいいます。(13～14ページ参照)  
 4 退職所得や、土地・建物等の譲渡所得などは、他の所得と区分して課税されます(分離課税)。また、一定の配当や上場株式等の譲渡の対価などについては、県民税配当割又は県民税株式等譲渡所得割(18～19ページ参照)として課税されます。

## \* 所得金額の計算方法 (一例)

例1) 給与所得の場合  $\boxed{\text{収入金額} - \text{給与所得控除額}}$

下表は平成30年度分個人住民税の場合です。(※)

給与収入の年額 (年収)	控 除 額
～162万5千円未満	65万円
162万5千円以上～180万円以下	給与の収入金額×40%
180万円超～360万円以下	給与の収入金額×30%+ 18万円
360万円超～660万円以下	給与の収入金額×20%+ 54万円
660万円超～1,000万円以下	給与の収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円

※控除の上限額が適用される給与収入金額は、平成29年度分は1,200万円(控除額230万円)に、平成30年度分以後は1,000万円(控除額220万円)になりました。

例2) 公的年金の場合  $\boxed{\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}}$

受給者の年齢	年金収入の年額	控 除 額
65歳以上	～330万円以下	120万円
	330万円超～410万円以下	年金の収入金額×25%+37万5千円
	410万円超～770万円以下	年金の収入金額×15%+78万5千円
65歳未満	770万円超～	年金の収入金額×5%+155万5千円
	～130万円以下	70万円
	130万円超～410万円以下	年金の収入金額×25%+37万5千円
65歳未満	410万円超～770万円以下	年金の収入金額×15%+78万5千円
	770万円超～	年金の収入金額×5%+155万5千円

\* 所得控除（主なもの）

項目	控 除 額
1 雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補填された額）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出額（注1）－5万円
2 医 療 費 控 除 （注2）	（医療費－保険等により補填された額）－（10万円又は所得金額×5%のいずれか低い額） ※控除限度額 200万円
3 社 会 保 険 料 控 除	支払った金額
4 小規模企業共済 等掛金控除	支払った金額
5 生 命 保 険 料 控 除	<p>【平成25年度から変更されました】</p> <p>(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約 支払った保険料が</p> <p>12,000円以下……………支払った金額            12,000円を超え32,000円以下            ……………（支払った金額×1/2）＋6,000円            32,000円を超え56,000円以下            ……………（支払った金額×1/4）＋14,000円            56,000円を超える場合 ……………28,000円</p> <p>※ ①一般生命保険料控除（遺族保障等）            ②介護医療保険料控除（介護保障、医療保障）            ③個人年金保険料控除（老後保障）            それぞれ28,000円が上限となります。</p> <p>(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約 支払った保険料が</p> <p>15,000円以下……………支払った金額            15,000円を超え40,000円以下            ……………（支払った金額×1/2）＋7,500円            40,000円を超え70,000円以下            ……………（支払った金額×1/4）＋17,500円            70,000円を超える場合 ……………35,000円</p> <p>※ ①一般生命保険料控除（遺族保障、介護保障、医療保障等）            ②個人年金保険料控除（老後保障）            それぞれ35,000円が上限となります。</p> <p>◎ (1) ①と(2) ①の合計、(1) ③と(2) ②の合計について、            それぞれ28,000円が上限となります。            (1) (2) 全体で、70,000円が上限となります。</p>

<p><b>6 地震保険料控除</b></p>	<p>支払った保険料の1/2の額 ※控除限度額 25,000円</p> <p>＜損害保険料控除廃止にかかる経過措置＞  損害保険契約のうち、平成18年末までに締結した長期損害保険（契約期間10年以上）に係る保険料については、最高10,000円まで控除できます（地震保険料と同一の契約の場合、同時に適用を受けることはできません。また、地震保険料控除と合わせた控除額の上限は25,000円です）。</p>
<p><b>7 障害者控除</b></p>	<p>26万円（特別障害者は30万円、同居の特別障害者は53万円）</p>
<p><b>8 寡婦(寡夫)控除</b></p>	<p>26万円（寡婦のうち前年の合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子がいる人は30万円）</p>
<p><b>9 勤労学生控除</b></p>	<p>26万円</p>
<p><b>10 配偶者控除</b></p>	<p>33万円  ○配偶者が70歳以上の場合……………38万円</p>
<p><b>11 配偶者特別控除</b>  （注3）</p>	<p>33万円（配偶者に所得がある場合には、一定の調整後の額）  ※配偶者控除に上乗せされていた部分は平成17年度から廃止されています。</p>
<p><b>12 扶養控除</b></p>	<p>扶養親族1人につき33万円  ○扶養親族が19歳以上23歳未満の場合……………45万円  ○扶養親族が70歳以上の場合……………38万円  ○扶養親族が同居の70歳以上の直系尊属の場合……………45万円</p> <p>※16歳未満の者に対する扶養控除は平成24年度から廃止されています。</p>
<p><b>13 基礎控除</b></p>	<p>33万円</p>

- (注) 1 災害関連支出とは、災害などにより損壊した資産の取り壊しや災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した原状回復などのための費用をいいます。
- 2 医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）の創設（平成30年度分個人住民税から）平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間、健康の維持増進及び疫病の予防へ一定の取組（特定健康診査や予防接種等）を行う個人が、本人又は生計を一にする親族のために一定のスイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品等）を購入した場合に、購入額の合計のうち1万2千円を超える部分（8万8千円が上限）が翌年度分の住民税において所得金額から控除されます。なお、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。
- 3 配偶者特別控除は、納税者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下（給与収入でおよそ1,220万円以下）の場合に適用されます。

**\* 税額控除（主なもの）**

※ 政令指定都市にお住まいの方は、平成30年度分個人住民税から、税率の改正（県民税2%・市民税8%）に合わせて、税額控除の割合も現行の県民税2：市民税3から、原則として県民税1：市民税4となりました。

**1 調整控除**

平成19年度税源移譲を実施するに当たり、所得税と住民税の人的控除額(基礎控除など)の差額による負担増が生じないように、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、所得割額から一定の額を減額する措置が設けられました。

具体的には、次の額を、所得割額から控除します。

合計課税所得金額	調整控除の額
200万円以下の場合	次の①②のいずれか少ない金額の5% (県民税2%、市町村民税3%) ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額
200万円超の場合	(人的控除の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円))×5% (県民税2%、市町村民税3%) ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

(注) 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得の合計(分離課税分を除く。)をいいます。

**2 寄附金控除**

**(1) 控除対象となる寄附金**

- ① 都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- ② 日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金のうち、寄附金の募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの
- ③ 千葉県共同募金会に対する寄附金
- ④ 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、
  - ・県内に主たる事務所（事業所）を有する法人・団体に対する寄附金  
例：県内に本部のある社会福祉法人、学校法人、公益社団・財団法人に対する寄附金
  - ・県外に主たる事務所（事業所）を有する法人で、県内に学校等の校舎・園舎を有する法人又は県内で社会福祉事業を実施する法人に対する寄附金  
例：県外に本部があるものの、県内で学校や社会福祉施設を運営する法人に対する寄附金
- ⑤ 認定NPO法人（県内に主たる事務所を有するものに限る。）に対する寄附金

**(2) 控除額**

<b>基本控除</b>	[控除対象となる寄附金(上記①～⑤)の合計額(注1)－2,000円] ×10% (県民税4%、市町村民税6% (注2))
-------------	--

(注) 1 控除対象となる寄附金（上記①～⑤）の合計額が総所得金額の30%を超える場合には、寄附金額の代わりに、総所得金額の30%相当額が計算対象となります。

(注) 2 ④⑤は、県の条例で指定された県民税の寄附金控除対象です。お住まいの市町村の条例によって、市町村民税の寄附金控除対象にも指定されている場合には10%の控除と

なりますが、指定されていない場合には、県民税分のみの4%（※）の控除となるケースがあります。

※ 政令指定都市にお住まいの人については、平成30年度分個人住民税（平成29年1月1日以降に行われた寄附が対象）から2%

上記①の「ふるさと納税」については、基本控除に加えて以下の額が控除されます。（特例控除）

<b>特 例 控 除</b> （注）	[控除対象となる寄附金(上記①)の合計額－2,000円] × [100%－10%(基本分)－所得税の税率(※)] (県民税から4/10、市町村民税から6/10控除) ※ 平成28年度個人住民税の控除分から、寄附金控除の計算基礎となる所得税の最高限界税率が、引き上げにより4.5%となりました。
-----------------------	---

（注）特例控除の額の上限は、平成28年度個人住民税の控除分から、県民税・市町村民税所得割の額の20%となりました。

☆ふるさと納税ワンストップ特例制度☆

- ・都道府県・市町村に寄附（ふるさと納税）をした個人のうち、一定の要件を満たす寄附者が、寄附先の各自治体に申告特例の適用に関する申請書を提出した場合には、確定申告書の提出がなくても寄附金控除を受けられることとなりました。

※ 申告特例の適用を受けることができる寄附者の要件（以下のすべてを満たす場合）

- ① 確定申告又は住民税の申告を要しない者であること
- ② 寄附先の自治体数が5団体以内であること

### 3 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅借入金等特別控除の適用者（平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年12月末までの入居者に限る。）のうち、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合は、下表の金額を限度に個人住民税からも税額控除されます。

入居開始年月	控除限度額
平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額の5% (最高9.75万円)
平成26年4月1日 ～ 平成33年12月31日	所得税の課税総所得金額の7% (最高13.65万円)



## 具体例

### ●サラリーマン A さん家族の場合(平成30年度)

家族構成：夫婦子供2人（妻・無職、長女・高校2年、長男・中学1年）

前年の収入700万円、社会保険料80万円、一般生命保険料(平成24年契約)10万円

項目	平成29年分
1 前年の収入	7,000,000円 ———— A
2 給与所得控除	1,900,000円 ———— B (A×10%+1,200,000円)
3 所得控除 《内訳》	1,818,000円 ———— C
(1) 基礎控除	330,000円
(2) 配偶者控除	330,000円
(3) 扶養控除	330,000円 (長女33万円、長男0円)
(4) 社会保険料控除	800,000円
(5) 生命保険料控除	28,000円
4 課税所得	A-B-C =3,282,000円 ———— D
5 住民税 《内訳》	330,600円 (E+F)
(1) 均等割	5,000円 ———— E
① 県民税	1,500円
② 市町村民税	3,500円
(2) 所得割	325,600円 ———— F
① 県民税	D×4%-1,000円(※)=130,200円
② 市町村民税	D×6%-1,500円(※)=195,400円 (100円未満切り捨て)
※ 調整控除額	(人的控除額の差額 150,000円-(D-2,000,000円))×5% =-56,600円  2,500円未満となるため、調整控除額は2,500円 (県民税1,000円、市町村民税1,500円)  (参考) 所得税と住民税の人的控除額の差額

所得控除	所得税	住民税	差額
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除(一般)	38万円	33万円	5万円
基礎控除	38万円	33万円	5万円

(注) 1 住民税は前年の所得に対して課されます。

2 各種控除額及び税率等については9~14ページを参照してください。

## ◎配偶者のパート収入の取扱い

パートやアルバイトをして得た収入は、通常、給与所得となり、住民税や所得税は次表のように課税されます。表は、扶養親族のないパート所得者の場合です。

なお、内職などの収入については、必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となりますが、一定の要件に当てはまる場合には、この必要経費として最低 65 万円（収入金額が限度です。）を差し引くことができますので、取扱いはパート収入とほぼ同じになります。

パート収入 (年額)	本人に税金がかかるか			配偶者の所得から配偶者控除が受けられるか	
	住民税		所得税	住民税	所得税
	所得割	均等割			
93 万円以下	×	×	×	○	○
93 万円超 100 万円以下	×	△※	×	○	○
100 万円超 103 万円以下	○	○	×	○	○
103 万円超	○	○	○	×	×
凡 例	○…かかる ×…かからない △…市町村によりかかる場合と かからない場合があります※			○…受けられる ×…受けられない	

※ お住まいの市町村によって均等割額が非課税となる所得金額が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。（収入額で 93 万円、96.5 万円、100 万円のいずれかが限度となります。）

- (注) 1 配偶者特別控除に関しては、収入が 103 万円超 201 万円未満の場合に受けることができます。
- 2 所得税は年度中に制度が変わる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署へおたずねください。（45 ページ参照）

## 申告と納税

賦課・徴収事務は、市町村民税と併せて市町村が行い、その後県に払い込まれます。

### 1 申告

前年 1 年間の所得について、**毎年 3 月 15 日までに**賦課期日（1 月 1 日）現在の住所地の市町村に申告します。なお、所得税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。

給与所得のみの方は、申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、寄附金控除、純損失もしくは雑損失の控除を受けようとするときは、3 月 15 日までに申告書を提出してください。

### 2 納税

給与所得者以外の所得者については、市町村から送付される納税通知書に基づき、**6 月、8 月、10 月、翌年 1 月**（市町村により異なる場合があります。）の 4 回に分けて納めます。（普通徴収）

給与所得者については、原則として給与支払者が 6 月から翌年の 5 月までの 12 回に分けて毎月の給与から差し引いて納めます。（特別徴収）

なお、特別徴収となる公的年金受給者については、公的年金の支払いをする者が、公的年金から差し引いて納めます。

千葉県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を推進しています。事業主の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

# 法人の県民税

会社（法人）は、個人と同様に法律上の権利・義務を持ち、さまざまな活動を行っており、多くの行政サービスを受けています。そこで、県内に事務所又は事業所を持つ法人に対しては、その経費を負担してもらうために法人の県民税が課されています。

## 納める人

○県内に事務所又は事業所を有する法人……………均等割と法人税割

○県内に事務所又は事業所はないが、

寮、宿泊所、集会所、保養所などを有する法人……………均等割のみ

(注) 1 均等割は、法人の所得の有無にかかわらず、資本金等の額によって一律に課されます。法人税割は法人税額に一定の税率を乗じて課されます。

2 事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、事業を行う法人自身が所有しているか否かは問いません。

3 独身寮や社員住宅等の特定の従業員のための施設は寮等に該当せず、課税されません。

## 納める額

	区 分	税 率
均等割	資本金等の額が 1,000 万円以下の法人、公共法人・公益法人等	年額 2万円
	資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5万円
	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13万円
	資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54万円
	資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80万円

(注) 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増減資等の金額を加減算した調整後の金額となります。

なお、当該資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額が均等割の税率区分の基準となります。

	区 分	税 率 (A)	税 率 (B)
法人税割	資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人及び法人課税信託に係る受託法人	法人税額×5.8%	法人税額×4.0%
	法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円を超える法人（法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）	法人税額×5.8%	法人税額×4.0%
	上記のいずれにも該当しない法人	法人税額×5%	法人税額×3.2%

(A)・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・平成26年10月1日以後に開始する事業年度に適用

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)が創設されたことに伴い、表のとおり税率が引き下げられました。

## 申告と納税

**中間申告** 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。

**確定申告** 事業年度終了の日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。

◎ 新規に法人を設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人の設立等報告書」を1か月以内に所管の県税事務所に提出してください。

## 県民税利子割

県民税利子割は、銀行や郵便局などの金融機関等から預貯金などの利子等の支払を受ける際に課されます。

### 納める人

金融機関などから利子等の支払を受ける人（※）

（金融機関などが利子等の支払の際に徴収し、納めます。）

※ 平成28年1月1日以後に支払を受ける利子等に係る利子割については、利子等の支払を受ける法人が除外され、利子等の支払を受ける個人に限定されます。

※ 平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子については、これまでの利子割から配当割の課税対象へ変更となります。

### 納める額

支払を受けるべき利子等の額の20.315%（県税+国税の合計）

県税（県民税利子割）	5%
国税（所得税+復興特別所得税）	15.315%

### 申告と納税

金融機関などが毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

### 非課税

次のようなものについては、利子等に係る県民税は非課税となります。

- ・ 障害者等の利子非課税制度に係るもの
- ・ 財形住宅・年金貯蓄の利子等
- ・ 所得税法等において非課税とされる利子等  
当座預金の利子、納税準備預金の利子、納税貯蓄組合預金の利子等

### 市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、個人に係る部分の59.4%は県内の市町村に交付されます。

## 県民税配当割

県民税配当割は、上場株式などの配当等について、その支払の際に課されます。

### 納める人

株式会社などから配当等の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日（源泉徴収選択口座内配当等については、支払を受けるべき日の属する年の1月1日）現在において県内に住所を有する人（株式会社などが配当等の支払の際に徴収し、納めます。）

### 納める額

支払を受けるべき配当等の額の20.315%（県税+国税の合計）

県税（県民税配当割）	5%
国税（所得税+復興特別所得税）	15.315%

## 申告と納税

株主に配当をする株式会社などが配当支払月の翌月の10日（源泉徴収選択口座内配当等については、その徴収の日の属する年の翌年1月10日）までに申告し、納めます。

## 市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%は県内の市町村に交付されます。

## 県民税株式等譲渡所得割

県民税株式等譲渡所得割は、「源泉徴収有り」を選択した特定口座内での上場株式等の譲渡の対価などについて課されます。

## 納める人

証券会社などから株式等の譲渡の対価などの支払を受ける個人で、支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する人

（証券会社などが株式等の譲渡の対価などの支払の際に徴収し、納めます。）

## 納める額

支払を受けるべき株式等の譲渡の対価などの額の20.315%（県税+国税の合計）

県税（県民税株式等譲渡所得割）	5%
国税（所得税+復興特別所得税）	15.315%

## 申告と納税

特定口座内の年間の損益を通算し、証券会社などが年間分を一括して翌年の1月に申告し、納めます。

## 市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%は県内の市町村に交付されます。

### ○非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置（通称「NISA」）

- \* 非課税口座を開設して、平成26年～35年の間に上場株式等に対して新規投資を行った場合、投資額毎年120万円（平成27年分以前は毎年100万円）を上限として、これにかかる非課税口座内の配当や譲渡益を最長5年間非課税とする制度です。
- \* 平成28年4月1日から、20歳未満の人が開設する未成年者口座内の少額上場株式等の配当や譲渡益について、投資額毎年80万円を上限として、最長5年間非課税とする措置（通称「ジュニアNISA」）が設けられました。
- \* これらの非課税措置に係る配当については、県民税配当割が非課税となります。  
また、これらの非課税措置に係る譲渡益は、「源泉徴収有り」を選択した特定口座内の譲渡益に該当しないため、県民税株式等譲渡所得割の課税対象ではありません。

# 個人の事業税

個人で事業（収益活動）を行っている方も、事業を行う際にさまざまな行政サービスを利用していることから、これらの経費の一部を負担してもらう必要があります。そこで、県内に事務所又は事業所を有し、法律に定める業種（第1種～第3種事業）の事業を営んでいる方に、前年の事業による所得を基準として個人の事業税が課されます。

## 納める人

第1種事業	物品販売業、製造業、請負業、不動産貸付業など……37業種
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業……3業種
第3種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業など……30業種

## 納める額

○税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$\frac{\text{課税所得金額}}{\text{(前年の事業所得金額} \times 1 - \text{繰越控除等} \times 2 - \text{事業主控除額)}} \times \text{税率 (下記)} = \text{税額}$$

※1 事業所得金額の算定にあたっては、所得税の青色申告特別控除の適用はありません。

※2 損失等の繰越控除の額は、事業税と所得税で一致しない場合があります。

○事業主控除額は年290万円（事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算）です。

○税率

第1種事業	課税所得金額の 5/100
第2種事業	課税所得金額の 4/100
第3種事業	課税所得金額の 5/100 (あんま、マッサージ業などは課税所得金額の 3/100)

## 申告と納税

### 1 申告

前年1年間の事業による所得について2月16日から3月15日までの間に申告します。年の中途中で事業を廃止した人は、廃止の日から1か月以内（死亡により事業を廃止したときは4か月以内）に申告します。

所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告をしたものとみなされますので、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

### 2 納税

県税事務所から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます（中途廃業者等は除きます）。なお、税額が1万円以下の場合は8月に一括して納めます。

個人の事業税の納税には、**預金口座振替納税制度**を利用されると便利です。これは電気料金、ガス料金などと同じように、皆さんが指定した金融機関の預金口座から自動的に振り替えて納税するものです。御希望の方は、申込用紙（県税事務所、金融機関の一部に備えています。）に必要事項を記入して、預金通帳御使用印を押印の上、県税事務所へ送付してください。

## 法人の事業税

会社(法人)が事業を行う場合には、公道や港湾などの公共施設を利用してさまざまな行政サービスを受けています。そこで、県内に事務所等を有する法人にその行政サービスに係る経費の一部をその所得等に応じて負担してもらうために法人の事業税が課されます。

### 納める人

- 県内に事務所又は事業所を有する法人
- 人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

### 非課税

次の事業には課税されません。

- ・林業、鉱物の掘採事業
- ・農業生産法人たる農事組合法人の行う農業

### 納める額

法人事業税は、課税標準に次の表の法人の区分に応じた税率を乗じた金額です。

課税標準	
所得割	＝所得金額 (地方税法等で特別の定めをしている場合を除き、法人税の計算の例による金額)
付加価値割	＝収益配分額(報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料)±単年度収益
資本割	＝各事業年度終了の日における資本金等の額
収入割	＝収入金額

### ○普通法人等(外形標準課税適用法人を除く)の場合

事業の種類 法人の区分		課税標準	税率(A)	税率(B)
電気、ガス供給業、 保険業	収入割	収入金額	0.7%	0.9%
	上記以外の事業	普通法人 (株式会社、 有限会社公益法人、人格 ない社団)等	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額			4.0%	5.1%
所得のうち年800万円を超える金額		5.3%	6.7%	
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得		5.3%	6.7%	
特別法人 (協同組合、 信用金庫、医 療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	3.6%	4.6%

(A)・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・平成26年10月1日以後に開始する事業年度に適用

上記の所得金額の区分は、事業年度が1年の場合です。1年未満の場合は、月割り計算をします。

○外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公共法人・公益法人及び特別法人等を除く））の場合

事業の種類	課税標準		税率（A）	税率（B）	税率（C）	税率（D）
電気、ガス供給業、保険業	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%
上記以外の事業	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	付加価値割		0.48%	0.48%	0.72%	1.2%
	資本割		0.2%	0.2%	0.3%	0.5%

(A)・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度に適用

(C)・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用

(D)・・・平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用

上記の所得金額の区分は、事業年度が1年の場合です。1年未満の場合は、月割り計算をします。

○地方法人特別税

納税義務者・・・法人事業税の納税義務のある法人

申告と納税・・・法人事業税の申告と併せて県に申告納付します。

課税標準・・・基準法人所得割額、基準法人収入割額（標準税率で計算された法人事業税【所得割額・収入割額】の税額のことです。）

地方法人特別税の税率

課税標準	税率（A）	税率（B）	税率（C）	税率（D）
外形標準課税適用法人（※）の所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税適用法人以外の法人の所得割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%
収入金額課税法人の収入割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%

※資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人

(A)・・・平成20年10月1日から平成26年9月30日に開始する事業年度に適用

(B)・・・平成26年10月1日から平成27年3月31日に開始する事業年度に適用

(C)・・・平成27年4月1日から平成28年3月31日に開始する事業年度に適用

(D)・・・平成28年4月1日以後に開始する事業年度に適用



## 申告と納税

**中間申告** 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。

**確定申告** 事業年度終了の日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。(申告期限の延長が認められる場合もあります。)

◎ 新規に法人などを設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人の設立等報告書」を1か月以内に所管の県税事務所に提出してください。

## ◎外形標準課税等の改正について

平成28年度地方税制改正において、外形標準課税適用法人に係る法人事業税の改正がありました。改正内容は、以下のとおりです。

### 1 法人事業税の税率改正

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)に係る法人事業税の所得割の税率が引き下げられるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)の法人事業税に占める割合が8分の5に拡大されます。

### 2 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

外形標準課税の拡大に対応し平成27年度税制改正により創設された負担軽減措置について拡充が図られました。

#### ① 要件

事業年度	事業税額
H28.4.1~H31.3.31の間に開始する事業年度	H28.3.31現在の税率を適用した事業税額A < 基準法人事業税額B

基準法人事業税額・・・当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の税額の合計額

#### ②負担軽減措置(事業年度月数が12月の場合) 控除額の計算

##### ■付加価値額が30億円以下の場合

$$(B-A) \times \text{一定割合}$$

##### ■付加価値額が30億円超、40億円未満の場合

$$(B-A) \times \text{一定割合} \times (40\text{億円} - \text{付加価値割}) \div 10\text{億円}$$

下記期間に開始する事業年度	割合
平成28年4月1日から 平成29年3月31日	3/4
平成29年4月1日から 平成30年3月31日	2/4
平成30年4月1日から 平成31年3月31日	1/4

※ ②により算出した額を付加価値割から控除します。

## 不動産取得税

不動産取得税は、有償・無償又は登記の有無を問わず、不動産（土地・家屋）を取得した場合に一度だけ課されるものです。

### 納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などにより取得した人

- (注) 1 所有権の移転登記を行っていない場合も課税されます。  
2 相続や法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により取得したときは、課税されません。

### 納める額

不動産の価格<sup>(注)</sup> × 不動産の種類に応じた税率(下表参照)

不動産の種類	土地	家屋	
		住宅	その他
平成20年4月1日～平成33年3月31日	3%	3%	4%

- (注) 1 不動産の価格は、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によりますが、新築住宅などで価格が登録されていない場合は、固定資産評価基準により評価した価格によります。  
2 平成33年3月31日までに取得した宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）については、価格が2分の1に軽減されます。

### 非課税

次の場合には不動産取得税は課されません。

- ・取得した土地の価格が10万円未満の場合
- ・家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合
- ・家屋を売買・贈与などにより取得したときの価格が12万円未満の場合

### 申告と納税

#### 1 申告

不動産を取得した日から60日以内に申告書を提出します。

#### 2 納税

県税事務所から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めます。

- (注) 土地を取得した人が、取得した日から3年以内にその土地に次項の「住宅についての軽減」の要件を満たす住宅を新築する場合などには、申告により税金の徴収が猶予されます。

## 住宅及び住宅の敷地に関する軽減

次の住宅やその敷地を取得したときは、申告（申請）すると税金が軽減されます。

### 住宅についての軽減

#### ○新築住宅

次の要件にあてはまる新築住宅については、一戸（一区画）につき1,200万円（長期優良住宅<sup>（注）</sup>は1,300万円）が価格から控除されます。

（注）長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から平成32年3月31日までの間に取得された認定長期優良住宅に限ります。

**要件：**一戸（一区画）の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上240㎡以下のもの

※一区画とは、アパート、マンション等の独立的に区画された一の部分を行います。

#### ○中古住宅

次の（表1）の三つの要件にあてはまる中古住宅については、その住宅が新築された時期に応じて、住宅の価格から一戸（一区画）につき表2の控除額が控除されます。

#### 要件（表1）

床面積	50㎡以上 240㎡以下のもの
新築後の経過年数等 （右のいずれかの要件を満たすこと）	ア 昭和57年1月1日以降に新築されたもの イ 新耐震基準に適合していることが証明されているもの（ただし、取得の日前2年以内に調査を行ったものに限る。）
居住要件	取得した住宅に取得者が居住すること

上記の軽減要件のうちア及びイの要件を満たさない中古住宅（平成26年4月1日以降に取得）についても、取得後6か月以内に耐震基準に適合するように改修を行ってその証明を受けたうえで入居した場合に、住宅に係る不動産取得税の軽減を受けられることがあります（この場合、平成30年3月31日以前に取得した敷地については、「土地についての軽減」の対象外です。）。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

#### 新築年月日による控除額（表2）

新築年月日	控除額
平成9年4月1日～	1,200万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円

（注）昭和50年12月31日以前の耐震基準適合住宅の控除される額については、各県税事務所にお問い合わせください。

## 土地についての軽減

住宅の軽減要件に該当し、かつ、次表の要件のいずれかに該当する住宅の敷地については、次のいずれが多い方の金額が減額されます。

45,000円

又は

敷地1㎡当たりの価格<sup>(注)</sup>×住宅の床面積の2倍(1戸につき200㎡を限度)×3%

(注)平成20年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得した宅地評価土地については、1㎡当たりの価格が、2分の1に相当する額になります。

### 軽減される土地の要件

新築住宅用 敷地	敷地を取得してから3年以内に住宅を新築したとき <sup>(注)</sup> 。 (注)土地の取得者が住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築が土地の取得者からその土地を直接譲り受けた者により行われる場合を含みます。 また、「3年以内」については、1棟が100区画以上の共同住宅等であって、やむを得ない事情がある場合に限り4年以内となります。
	敷地の取得者が敷地を取得した日前1年以内にその敷地の上に住宅を新築していたとき。
	新築後1年以内の未使用の住宅と併せてその敷地を取得したとき。
	新築後1年を超えた未使用の新築住宅(平成10年4月1日以後新築のものに限ります。)を取得し、取得者が居住する場合で、次の要件を満たすとき。 ・敷地と未使用の新築住宅を同時に取得したとき。 ・敷地を取得してから1年以内に新築住宅を取得したとき。 ・敷地を取得する日前1年以内に新築住宅を取得していたとき。
中古住宅用 敷地	敷地と中古住宅を同時に取得したとき。
	敷地を取得してから1年以内に中古住宅を取得したとき。
	敷地を取得する日前1年以内に中古住宅を取得していたとき。



## 軽油引取税

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り等に対して課されるものです。

### 納める人

特約業者、元売業者から軽油を引取りした人(特約業者、元売業者を通じて納めます。)

**元売業者**…軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣が指定した業者

**特約業者**…元売業者と契約して軽油を販売することを業とする者で、都道府県知事の指定した業者

### 納める額

軽油 1 キロリットルにつき 32,100円

### 申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

### 免 税

船舶の燃料、農業その他の特定の事業の用途に使用するために行われる軽油の引取りについては、軽油の使用者からの申請により免税となります。

#### 免税軽油制度の時限措置の延長について

平成30年度の税制改正により「地熱資源開発事業」等の一部業種を除き、平成33年3月31日まで3年間延長されることとなりました。

### 免税の手続

- ① 県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受ける。
- ② 免税軽油使用者証とともに免税証交付申請書を提出して、必要な数量の免税証の交付を受ける。
- ③ 軽油を引き取る際に、販売業者に免税証を提出する。

### 政令指定都市への交付

県に納められた軽油引取税の90%相当額に県内の国・県道に占める千葉市内の国・県道の面積の割合を乗じて得た額が、千葉市に交付されます。

## その他の軽油引取税

次のようなときにも軽油引取税が課されます。これらの場合には、その行為をした人が、その行為の翌月末日(免税軽油の譲渡及び用途外消費の場合は、30日以内、輸入の場合は、輸入のとき)までに、都道府県に申告して納めます。

- 特約業者又は元売業者が、灯油や重油を自動車の燃料として販売した場合
- 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、
  - ・軽油に灯油や重油を混和して販売した場合
  - ・灯油と重油を混和して製造した軽油を販売した場合
  - ・灯油や重油を自動車の燃料として販売した場合
- 特約業者及び元売業者以外の者が、軽油を製造し、消費又は譲渡した場合
- 自動車の保有者が、灯油や重油を自動車の燃料として消費した場合
- 免税軽油使用者が、免税軽油を譲渡又は用途外に消費した場合
- 特約業者及び元売業者以外の者が、軽油を輸入する場合

## 事前承認制度等

事前に県からの承認を受けずに次の行為をしたときは、法律により罰せられます。

- 軽油に軽油以外の炭化水素油（灯油や重油など）を混和する行為
- 軽油を製造する行為
- 灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡又は消費する行為

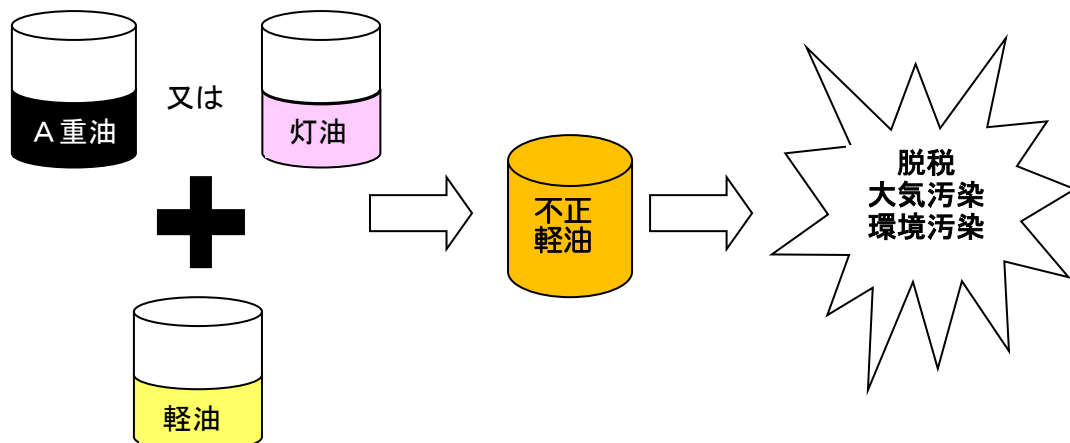
また、この承認を受けずに製造された軽油等と知りながら、その軽油等について運搬、保管、取得、あっせん及び原材料等を提供したときにも罰則の適用があります。

## No! 不正軽油

不正軽油とは、灯油や重油等を原料として製造される軽油の模造品のことで、これを正規の軽油と偽って販売することにより、軽油引取税の脱税をしようとするものです。

不正軽油は粗悪な燃料であることから、自動車の燃料として使用すると、自動車の故障の原因となるばかりか、排ガスによる大気汚染を引き起こします。

千葉県では、不正軽油に対して積極的な取締りを実施するほか、「不正軽油を、買わない、売らない、使わない」をスローガンに、官民一体となって設置した「千葉県不正軽油防止対策協議会」により様々な取組みを実施し、その撲滅に取り組んでいます。



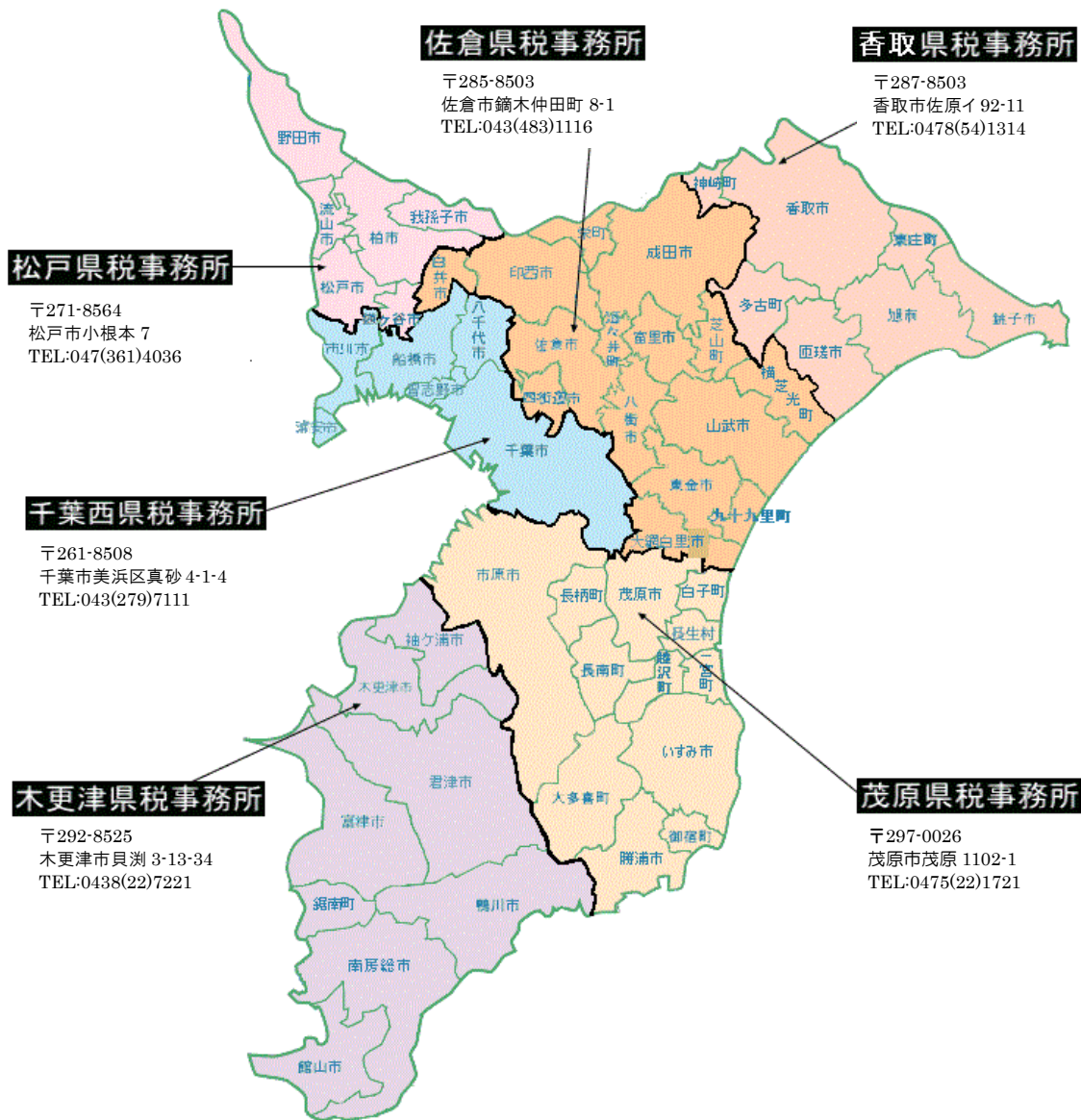
## 軽油引取税の所管地図

軽油引取税に係る事務は、県内6か所の県税事務所で行っています。

※ ただし、免税軽油使用者証及び免税証の交付事務は47ページ記載の県税を所管する各県税事務所（支所を除く。）で取り扱います。

また、県税事務所では、不正軽油に関する情報を広く受け付けています。

（平成30年6月1日現在）



### 軽油は県内で買いましょう！

軽油引取税は、軽油を購入した販売店（納入地）の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などの費用に充てられます。

## 自動車税

自動車税は、財産税の一種で自動車の所有者又は使用者に課されます。

なお、軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・原動機付自転車には、自動車税は課されず、市町村で取り扱っている軽自動車税が課されます。

### 納める人

- 県内に主たる定置場を有する自動車の所有者
- 割賦販売などで所有権が売主に留保されている場合は買主（使用者）

### 納める額

自動車の種類、用途、排気量などの区分により年税額がそれぞれ決められています。主なものは、次のとおりです。

乗 用 車		
総 排 気 量	年税額 (円)	
	自家用	営業用
1000cc 以下	29,500	7,500
1000cc 超 1500cc 以下	34,500	8,500
1500cc 超 2000cc 以下	39,500	9,500
2000cc 超 2500cc 以下	45,000	13,800
2500cc 超 3000cc 以下	51,000	15,700
3000cc 超 3500cc 以下	58,000	17,900
3500cc 超 4000cc 以下	66,500	20,500
4000cc 超 4500cc 以下	76,500	23,600
4500cc 超 6000cc 以下	88,000	27,200
6000cc 超	111,000	40,700

キャンピング車	
総 排 気 量	年税額(円)
1000cc 以下	23,600
1000cc 超 1500cc 以下	27,600
1500cc 超 2000cc 以下	31,600
2000cc 超 2500cc 以下	36,000
2500cc 超 3000cc 以下	40,800
3000cc 超 3500cc 以下	46,400
3500cc 超 4000cc 以下	53,200
4000cc 超 4500cc 以下	61,200
4500cc 超 6000cc 以下	70,400
6000cc 超	88,800

トラック (主なもの)		
最大積載量	年税額 (円)	
	自家用	営業用
1ト以下	8,000	6,500
1ト超 2ト以下	11,500	9,000
2ト超 3ト以下	16,000	12,000
3ト超 4ト以下	20,500	15,000
4ト超 5ト以下	25,500	18,500
5ト超 6ト以下	30,000	22,000

貨物兼乗用車 (主なもの)			
最大積載量	総排気量	年税額 (円)	
		自家用	営業用
1ト以下	1 ㏩以下	13,200	10,200
	1 ㏩超 1.5 ㏩以下	14,300	11,200
	1.5 ㏩超	16,000	12,800
1ト超 2ト以下	1 ㏩以下	16,700	12,700
	1 ㏩超 1.5 ㏩以下	17,800	13,700
	1.5 ㏩超	19,500	15,300

※貨物兼乗用車とは最大乗車定員が4人以上のトラックをいう。

### 身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で障害の程度が一定級以上の方（入院している方を除く）が所有する自動車や、障害者の方と生計を一にするご家族が所有する自動車でもっぱら障害者の方のために使用する自動車、身体障害者などの方が利用するために構造を変更した自動車については、申請により自動車税の減免が受けられます。

詳しくは自動車税事務所にお問い合わせください。



## 申告と納税

### 1 申告

自動車の購入、廃車、登録事項の変更などをしたときは、その日から7日以内に申告書を提出します。

### 2 納税

賦課期日（4月1日午前0時）現在に自動車を所有又は使用している人は、5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書により5月中に納めます。

なお、賦課期日後に新規登録をした場合\*は、登録のときに申告し、月割りで納めます。

$$\text{月割課税の場合の税額} = \text{年税額} \times (\text{登録月の翌月から3月までの月数}) \div 12$$

## 税金の還付

自動車税は、4月1日現在で自動車を所有又は使用している人に課されますので、年度中に廃車した場合は、月割りにより税金が還付されます。

ただし、県内・県外を問わず、移転登録の場合は、前の所有者がその年度1年分の自動車税を納める義務がありますので、還付されません。新所有者には翌年度から課税されます。

## グリーン化税制

### ① 燃費性能が優れた自動車

環境性能の優れた一定の要件を満たす自動車については、次のとおり税率が低くなります。詳しくは自動車税事務所にお問い合わせください。

#### 平成29・30年度に新車新規登録された自動車

区 分		税 率
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定のクリーンディーゼル乗用車・一定の天然ガス自動車		新車新規登録の翌年度に限り、通常の税率よりおおむね75%低くなります。
ガソリン車・LPG車・ハイブリッド自動車	かつ平成32年度燃費基準+30%向上達成車	
	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 かつ平成32年度燃費基準+10%向上達成車	新車新規登録の翌年度に限り、通常の税率よりおおむね50%低くなります。

## ② 一定年数を経過した自動車

新車新規登録から一定の年限を超える自動車については、次のとおり税率が高くなります。

新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	経過した翌年度から通常の税率より おおむね15%高くなります。
新車新規登録から13年を超えているガソリン・LPG車	

- (注) 1 電気・天然ガス・メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、スクールバス及び被けん引自動車は対象外です。
- 2 平成27年度から、重課の割合がおおむね10%からおおむね15%に引き上げられました。(バス・トラック等は、引き続きおおむね10%の重課割合となります。)

## 車検時の納税証明書について

運輸支局において自動車税の納税情報を確認することができるため、車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます。

(運輸支局への納税情報の提供に一定の日数がかかる等の理由により、納税証明書の提示が必要な場合がありますので、ご注意ください。)

詳しくは納税通知書に同封のチラシをご覧ください。以下の千葉県ホームページをご覧ください。

【千葉県ホームページ】

●車検時の自動車税納税証明書の提示が省略可能になりました

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/jnks.html>

## 自動車取得税

自動車取得税は、自動車（軽自動車を含む）を取得したときに課されます。

### 納める人

- 自動車を取得した人
- 割賦販売などで売主に所有権が留保されている場合は買主  
(注) 相続や法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により取得したときは課税されません。

### 納める額

- 軽自動車……………取得価額×2%
  - その他の自動車 { 自家用……………取得価額×3%  
                          { 営業用……………取得価額×2%
- (注) 1 無償による取得や特別の事情のある取得の場合の取得価額は、通常取引価額になります。  
2 電気自動車、ハイブリッド自動車など排出ガス及び燃費性能の優れた自動車については一定の要件を満たす場合、税額が免除又は軽減されます。

### 免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

### 減免の手続

自動車税の減免と同様に、一定級以上の身体障害者などの方の足がわりとして使用する自動車又は構造変更をした自動車の取得については、登録の際に申請をすると自動車取得税の減免が受けられます。詳しくは自動車税事務所にお問い合わせください。

### 申告と納税

自動車を取得した人は、運輸支局で新規又は所有権移転の登録をする際に、自動車取得税申告書に自動車の取得価額を証する書類の写し（売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写し）を添えて、自動車税事務所の支所（千葉支所、習志野支所、袖ヶ浦支所、野田支所）で申告と同時に納めます。

### 市町村への交付

県に納付された自動車取得税の66.5%は、市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村へ、残りの28.5%の一部は、県に占める政令市の国道及び県道の面積と延長の比率に応じて政令市へ交付されます。

### 自動車取得税の特例措置（平成24年4月～31年3月末）

電気自動車、ハイブリッド自動車など排出ガス及び燃費性能に優れた一定の条件を満たす自動車を取得した場合に限り、税額が免除又は税率等が軽減されます。詳しくは自動車税事務所にお問い合わせください。

## 県たばこ税

県たばこ税は、たばこの消費に対して課されるもので、たばこの販売価格に含まれています。

### 納める人

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが県に納めます。

### 納める額

製造たばこの本数 1,000 本につき 860円

〔旧3級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄）については 1,000 本につき656円〕

※県たばこ税の税率は、下表のとおり段階的に引き上げられます。

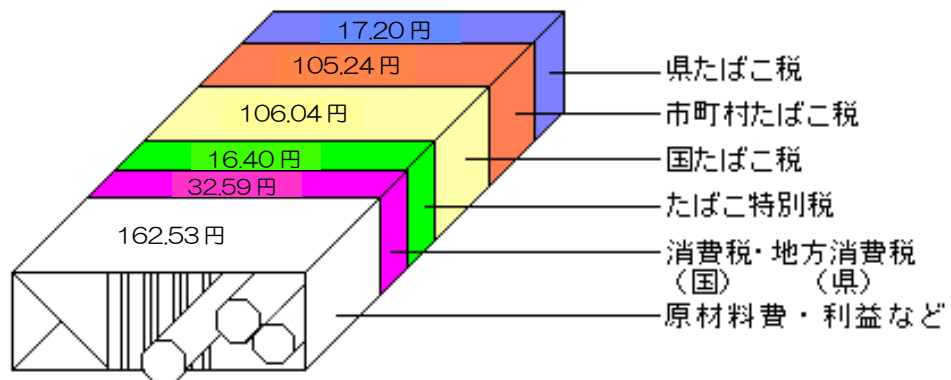
	税率(1,000本あたり)				
	H30. 4. 1	H30. 10. 1	H31. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1
一般品	860円	930円	930円	1,000円	1,070円
旧3級品	656円	656円			

### 申告と納税

日本たばこ産業（株）等が、毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

《1箱(20本入り)440円の場合》

(平成30年4月1日現在)



### たばこは地元で買きましょう！

県たばこ税や市町村たばこ税は、たばこを買った場所の所在する県や市町村の収入となりますので、たばこは地元で買きましょう。

## 地方消費税

地方消費税は、消費税（国税）と同様に商品の販売・サービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象となります。

### 納める人

- 国内取引………製造、卸、小売、サービス等の事業者
- 輸入取引………外国貨物を保税地域\*から引き取る者

※保税地域とは、外国から到着した貨物を輸入手続が終了するまで一時保管する場所です。

### 納める額

消費税額の63分の17（消費税率（6.3%）に換算すると1.7%に相当します。）

※地方消費税と消費税を合わせると8%の負担率となります。

### 申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付します。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納付します。

### 市町村への交付

県に納められた地方消費税の2分の1は、県内の市町村に、その市町村の人口と従業者数の割合により交付されます。

## 固定資産税

固定資産税は、本来市町村で課しますが、法律で定める一定額を超える大規模償却資産については、一定額を超える分についてその所有者に県が課します。

### 納める人

大規模償却資産の所有者

### 納める額

市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える金額の1.4%

### 申告と納税

申告期限は1月31日です。

県税事務所から送付される納税通知書により、4月・7月・12月・2月に納めます。

## 狩猟税

狩猟を行う人は、狩猟者の登録をしなければなりません。狩猟税は、狩猟者登録をする際に課されます。

なお、狩猟税は、鳥獣の保護などの費用に充てるために課される目的税です。

### 納める人

狩猟者の登録を受ける人

### 納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟（空気銃以外の銃器）	県民税の所得割の納付を要する人	16,500 円
	県民税の所得割の納付を要しない人	11,000 円
網 猟	県民税の所得割の納付を要する人	8,200 円
	県民税の所得割の納付を要しない人	5,500 円
わな猟	県民税の所得割の納付を要する人	8,200 円
	県民税の所得割の納付を要しない人	5,500 円
第二種銃猟（空気銃）	—	5,500 円

（注）1 県民税の所得割の納付を要しない人であっても、県民税における控除対象配偶者又は扶養親族に該当する人（農林・水産業に従事している人を除く。）などは、税額が 16,500 円（網猟・わな猟は 8,200 円）になります。

2 対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に従事した人には、税額の軽減措置の適用があります。

### 納 税

狩猟者の登録を受けるときに納めます。

なお、県民税の所得割の納付を要しない人は、その旨を証明する書類を住所地の市町村から受けて提出してください。

## 鉱区税

鉱区税は、県内の鉱区について鉱業権を有する人に課されます。

### 納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

### 納める額

- 砂鉱を目的とする鉱区……………面積 100 アールごとに年額 200 円
- 砂鉱を目的としない鉱区 { 試掘鉱区……………面積 100 アールごとに年額 200 円
- { 採掘鉱区……………面積 100 アールごとに年額 400 円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の3分の2となります。

（注）賦課期日（4月1日）後に鉱業権の設定・消滅があった場合は月割課税になります。

### 申告と納税

- 1 申 告 鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から7日以内に申告が必要です。
- 2 納 税 県税事務所から送付される納税通知書により5月中に納めます。

## ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課されます。

### 納める人

ゴルフ場を利用した人  
(ゴルフ場の経営者が利用した人から利用料金とあわせて受取り納めます。)

### 納める額

等級	税額
1級	1人1日につき 1,200円
2級	1人1日につき 1,150円
3級	1人1日につき 1,050円
4級	1人1日につき 950円
5級	1人1日につき 900円
6級	1人1日につき 800円
7級	1人1日につき 750円
8級	1人1日につき 650円
9級	1人1日につき 600円
10級	1人1日につき 500円
11級	1人1日につき 400円
12級	1人1日につき 350円



※等級は、ゴルフ場ごとに平日における非会員の利用料金、ホールの数、芝生の状況及び附帯設備の状況等を基準として県が決定します。

### 非課税

次の場合はゴルフ場利用税が非課税となります。

- 1 年少者等のゴルフ場の利用の場合
  - ・18歳未満の者の利用で届出・証明がある場合
  - ・70歳以上の者の利用で届出・証明がある場合
  - ・障害者の利用で届出・証明がある場合
- 2 国民体育大会等の利用の場合
  - ・国民体育大会及びその予選による利用で証明がある場合
  - ・学生等の教育活動による利用で証明がある場合

### 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月の受取り分を翌月15日までに申告して納めます。

### 市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場が所在する市町村に交付されます。



# 県税の申告と納期

税目	申告期限	納期（限）	方法
個人の県民税	給与所得者の場合、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入 ※普通徴収の場合もあります
	給与以外の所得者は3月15日	6月、8月、10月及び1月（市町村によって異なる場合があります。）	普通徴収
法人の県民税	事業年度が終了した日から2か月以内（原則）	申告期限と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	年分を翌年1月10日	申告期限と同じ	申告納入
個人の事業税	3月15日	8月及び11月	普通徴収
法人の事業税	事業年度が終了した日から2か月以内（原則）	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	申告納入
自動車税	取得、変更又は滅失の日から7日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
鉱区税	取得、変更又は消滅の日から7日以内	5月	普通徴収
自動車取得税	登録、新規検査又は届出のとき	申告期限と同じ	申告納付
軽油引取税	毎月分を翌月末日 （免税軽油の譲渡及び用途外消費の場合は30日以内、輸入の場合は輸入のときまで）	申告期限と同じ	申告納入（納付）
狩猟税		狩猟者の登録を受けるとき	証紙徴収・普通徴収

## 納める方法

- 特別徴収** 県税の徴収について、便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から税金を徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいいます。
- 普通徴収** 県が納税者に納税通知書を交付することによって徴収することをいいます。
- 申告納付** 納税者がその納付すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいいます。
- 申告納入** 特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納入することをいいます。
- 証紙徴収** 県が発行する証紙により県税を払い込むことをいいます。





## 延滞金・加算金

### 延滞金

県税を納期限までに納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

原則として、延滞金の率は次のとおりです。

①納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

平成11年12月31日まで	年7.3%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5% (特例基準割合)
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1% (特例基準割合)
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4% (特例基準割合)
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7% (特例基準割合)
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5% (特例基準割合)
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3% (特例基準割合)
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9% (特例基準割合+1%)
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8% (特例基準割合+1%)
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7% (特例基準割合+1%)
平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	年2.6% (特例基準割合+1%)

②納期限の翌日から1月を経過した日以後

平成25年12月31日まで	年14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年9.2% (特例基準割合+7.3%)
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年9.1% (特例基準割合+7.3%)
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年9.0% (特例基準割合+7.3%)
平成30年1月1日から平成30年12月31日まで	年8.9% (特例基準割合+7.3%)

【特例基準割合について】

平成26年1月1日以降については、銀行が新たに行った短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合となります。

なお、平成25年12月31日までは、平成12年1月1日から各年ごとに前年11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に4%を加算した率となります。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、その税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- 算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

## 加 算 金

法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割について、申告をしなかったり、少なく申告したりして税を免れようとした場合にかかります。

### ○過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額であったため、後日増額の申告をした場合、又は増額の更正を受けた場合にかかります。……………**納める税額×10%+加重対象税額×5%**

(注) 加重対象税額＝増加した税額－期限内申告税額又は50万円のいずれか多い方の金額

### ○不申告加算金

期限内に申告しなかった場合にかかります。……………**納める税額×15%(\*)**  
ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合

……………**納める税額×5%**

(\* ) 申告書の提出期限が平成19年1月1日以後のものから、納める税額の50万円を超える部分に対する割合が20%となります。

### ○重加算金

故意に税を免れようとした場合にかかります。

期限内に申告した場合……………**増加した税額×35%**

申告しなかったり、期限後に申告した場合……………**納める税額×40%**

(\* ) 不申告加算金及び重加算金について、申告書の提出期限が平成29年1月1日以後のものから、短期間に繰り返して不申告又は仮装隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%が加算されます。

## 還 付 加 算 金

納め過ぎとなった税金をお返すする場合、お返す額に還付加算金を加算します。還付加算金の率は次のとおりです。

### ○地方税法上で納め過ぎとなった日から還付の日までの期間

平成20年1月1日から平成20年12月31日まで……………年4.7% (特例基準割合)

平成21年1月1日から平成21年12月31日まで……………年4.5% (特例基準割合)

平成22年1月1日から平成25年12月31日まで……………年4.3% (特例基準割合)

平成26年1月1日から平成26年12月31日まで……………年1.9% (特例基準割合)

平成27年1月1日から平成28年12月31日まで……………年1.8% (特例基準割合)

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで……………年1.7% (特例基準割合)

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで……………年1.6% (特例基準割合)

### 【特例基準割合について】

平成26年1月1日以降については、銀行が新たに行った短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合となります。

なお、平成25年12月31日までは、平成12年1月1日から各年ごとに前年11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に4%を加算した率となります。

- 還付加算金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、その税額の全額が2,000円未満であるときは、還付加算金は加算されません。
- 算出された還付加算金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、また、その還付加算金の金額が1,000円未満であるときは、還付加算金は加算されません。



## 更正の請求

法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税などの申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

## 県税に関する審査請求

県税の賦課、徴収の処分などについて不服がある場合は、**その処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内**に知事に対して書面により「審査請求」をすることができます。この場合、審査請求書は、なるべく処分を行った所管の県税事務所又は自動車税事務所を經由して提出してください。

処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



県税は納期限までに納めなければなりません。納税者の実情に応じて申請により、納税の猶予・減免などが認められます。

## 納税の猶予

申請により納税が猶予される場合があります（要件は下記「1 徴収猶予」及び「2 換価の猶予」のとおりです）。

猶予期間は1年以内（事情によりさらに1年延長）です。猶予を受けるには、「財産目録」や「収支の明細書」などの書類の提出が必要です。

また、原則として担保が必要です（猶予金額が100万円以下の場合や、猶予期間が3か月以内の場合等を除きます）。

### 1 徴収猶予

次のいずれかに当てはまる場合、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ・ 財産が災害（震災、風水害、火災など）又は盗難にあった場合
- ・ 本人や生計を一にする親族が病気や負傷をした場合
- ・ 事業を廃業又は休業した場合
- ・ 事業に大きな損失を受けた場合

### 2 換価の猶予

次のすべてに当てはまる場合、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

- ・ 県税を一括納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる場合
- ・ 納期限から6か月以内に申請した場合
- ・ 他の県税に滞納がない場合

## 期限の延長

災害などにより、期限までに納税や申告ができない場合は、期限が延長されます。その期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

## 税の減免(主なもの)

個人の事業税と不動産取得税については、下記の理由に該当する場合は減免されます。これらの減免を受けるには申請が必要です。

### ○個人の事業税

- 生活保護法による保護、同法による保護の程度を超えない私的扶助を受けている人
- 生計を一にする親族が生活保護法による保護、同法による保護の程度を超えない私的扶助を受けている人
- 天災その他の災害を受けた人

### ○不動産取得税

- 天災その他の災害により滅失や損かいた不動産に代わるものと知事が認める不動産の取得
- 取得した不動産が取得の直後に天災その他の災害により滅失や損かいた場合の当該不動産の取得



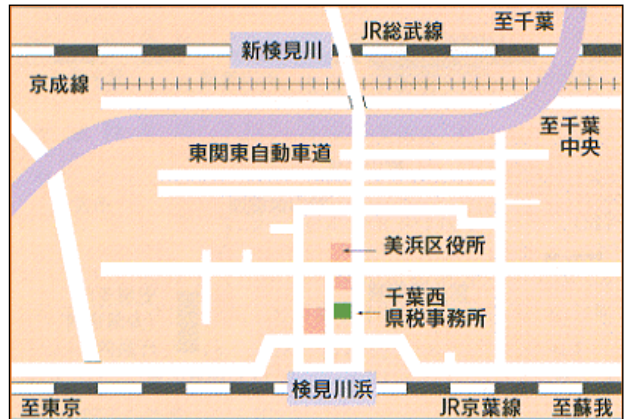
# 県税事務所の所在地図

平成30年6月1日現在

## 中央県税事務所



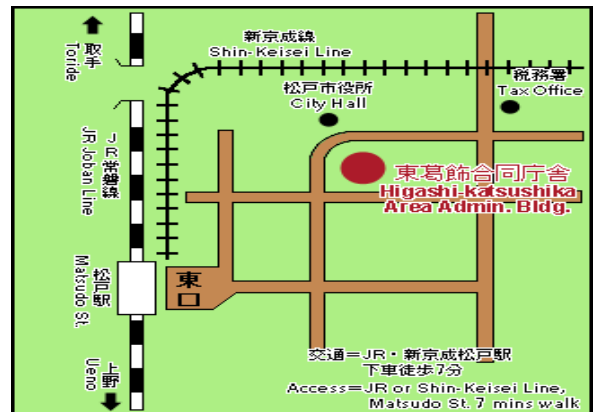
## 千葉西県税事務所



## 船橋県税事務所



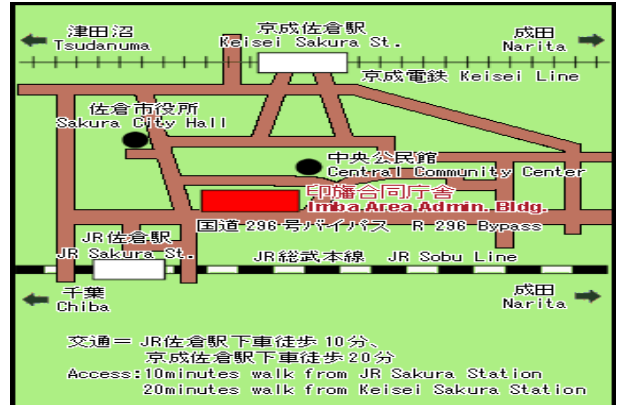
## 松戸県税事務所（東葛飾合同庁舎2階）



## 柏県税事務所



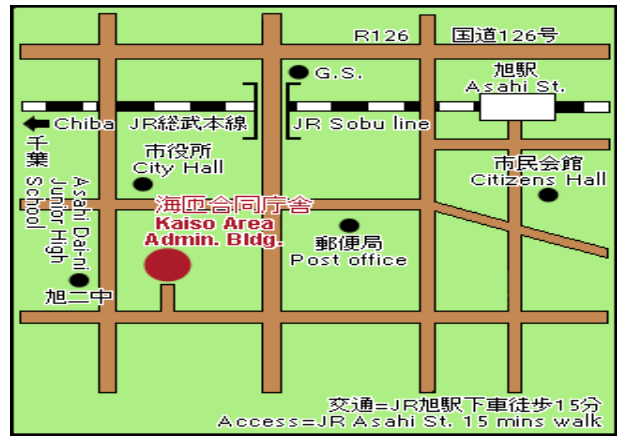
## 佐倉県税事務所（印旛合同庁舎1階）



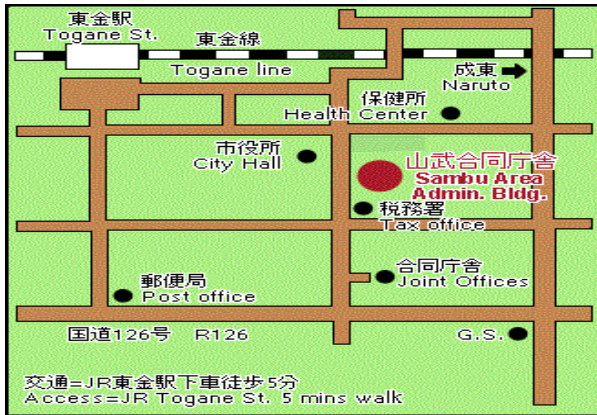
### 香取県税事務所（香取合同庁舎1階）



### 旭県税事務所（海匝合同庁舎1階）



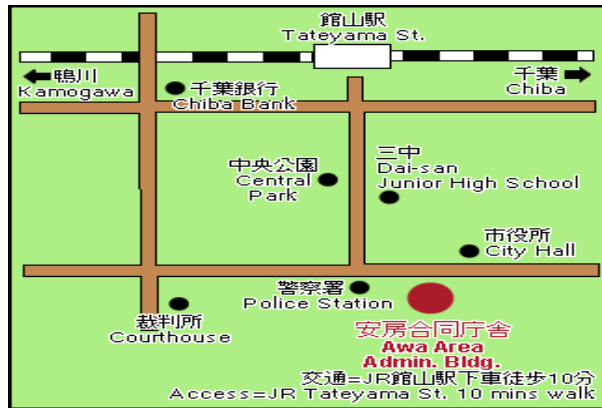
### 東金県税事務所（山武合同庁舎1階）



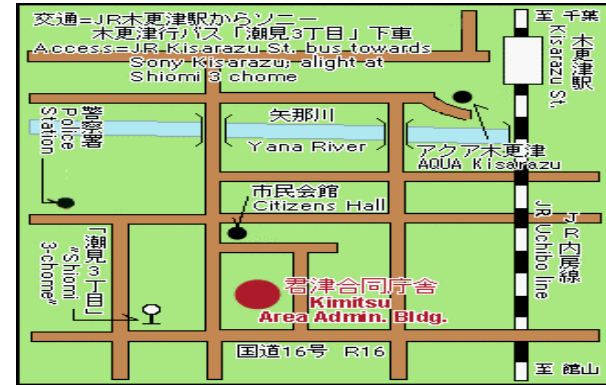
### 茂原県税事務所（長生合同庁舎1階）



### 館山県税事務所（安房合同庁舎1階）



### 木更津県税事務所（君津合同庁舎1階）



### 市原県税事務所



### 自動車税事務所





## 国税・市町村税の相談

### [国税の相談]

国税についての相談は、次の県内の税務署で受け付けていますのでご利用ください。

税務署名	所在地		電話番号	管轄区域
千葉東	〒260-8577	千葉市中央区祐光 1 の 1 の 1	043(225)6811	千葉市（千葉南及び千葉西税務署管内の地域は除く）
千葉南	〒260-8688	千葉市中央区蘇我 5 の 9 の 1	043(261)5571	千葉市（注1を参照のこと）、市原市
千葉西	〒262-8502	千葉市花見川区武石町 1 の 520	043(274)2111	千葉市（注2を参照のこと）、習志野市、八千代市
銚子	〒288-8666	銚子市栄町 2 の 1 の 1	0479(22)1571	銚子市、旭市、匝瑳市
市川	〒272-8573	市川市北方 1 の 11 の 10	047(335)4101	市川市、浦安市
船橋	〒273-8574	船橋市東船橋 5 の 7 の 7	047(422)6511	船橋市
館山	〒294-8503	館山市北条 1164	0470(22)0101	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	〒292-8550	木更津市富士見 2 の 7 の 18	0438(23)6161	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
松戸	〒271-8533	松戸市小根本 53 の 3	047(363)1171	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市
佐原	〒287-8555	香取市北 1 の 4 の 1	0478(54)1331	香取市、香取郡
茂原	〒297-8501	茂原市高師台 1 の 5 の 1 茂原地方合同庁舎	0475(22)2166	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	〒286-8501	成田市加良部 1 の 15	0476(28)5151	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
東金	〒283-8585	東金市東新宿 1 の 1 の 12	0475(52)3121	東金市、山武市、大網白里市、山武郡
柏	〒277-8522	柏市あけぼの 2 の 1 の 30	04(7146)2321	野田市、柏市、我孫子市

注1.千葉南税務署管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

【中央区】赤井町、今井町、今井 1～3 丁目、鶴の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗 1～3 丁目、蘇我町 2 丁目、蘇我 1～5 丁目、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町 1～3 丁目、宮崎町、宮崎 1～2 丁目、村田町、若草 1 丁目  
【緑 区】全域

注2.千葉西税務署管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

【花見川区】朝日ヶ丘 1～5 丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井 1 丁目・4 丁目、柏井町、検見川町 1～3 丁目・5 丁目、横橋町、こてはし台 1～6 丁目、作新台 1～8 丁目、さつきが丘 1～2 丁目、三角町、大日町、武石町 1～2 丁目、千種町、長作台 1～2 丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園 1～5 丁目、花見川、幕張町 1～6 丁目、幕張本郷 1～7 丁目、瑞穂 1～3 丁目、南花園 1～2 丁目、み春野 1～3 丁目、横戸台、横戸町  
【稲毛区】小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町  
【美浜区】磯辺 1～8 丁目、打瀬 1～3 丁目、豊砂、中瀬 1～2 丁目、浜田 1～2 丁目、ひび野 1～2 丁目、幕張西 1～6 丁目、真砂 1～5 丁目、美浜、若葉 1～3 丁目

※ なお、国税に関する一般的なご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。（注）ガイダンスの途中でも選択できます。また、「番号が確認できません」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」（\*など）を押してから選択してください。

※ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

## [市町村税の相談]

市町村税について不明な点等は、各市町村へお問い合わせください。

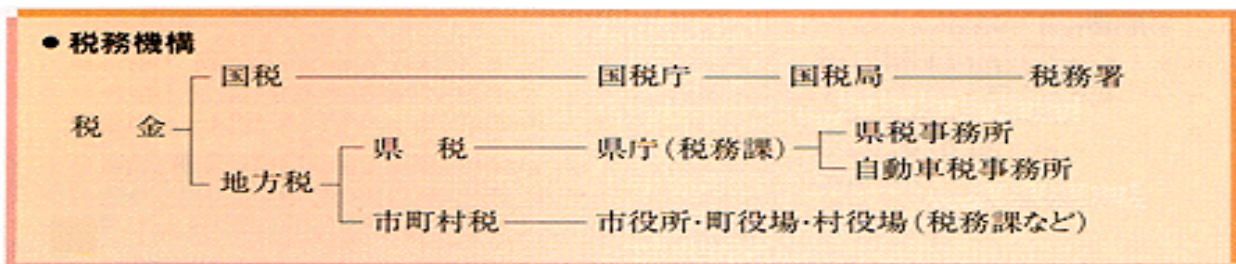
### ○市役所

		所在地	電話番号			所在地	電話番号
千葉市	千葉市役所	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	043 (245) 5111	市役所	市原市	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436 (22) 1111
	東部市税事務所	〒264-8582 千葉市若葉区桜木北 2-1-1 若葉区役所内 (中央区・若葉区・緑区を管轄)	043 (233) 8136		流山市	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04 (7158) 1111
	西部市税事務所	〒261-8582 千葉市美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所内 (花見川区・稲毛区・美浜区を管轄)	043 (270) 3136		八千代市	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047 (483) 1151
市役所	銚子市	〒288-8601 銚子市若宮町 1-1	0479 (24) 8181		我孫子市	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04 (7185) 1111
	市川市	〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2	047 (334) 1111		鴨川市	〒296-8601 鴨川市横渚 1450	04 (7092) 1111
	船橋市	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047 (436) 2111		鎌ヶ谷市	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047 (445) 1141
	館山市	〒294-8601 館山市北条 1145-1	0470 (22) 3111		君津市	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439 (56) 1581
	木更津市	〒292-8501 木更津市富士見 1-2-1	0438 (23) 7111		富津市	〒293-8506 富津市下飯野 2443	0439 (80) 1222
	松戸市	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047 (366) 1111		浦安市	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047 (351) 1111
	野田市	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04 (7125) 1111		四街道市	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043 (421) 2111
	茂原市	〒297-8511 茂原市道表 1	0475 (23) 2111		袖ヶ浦市	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438 (62) 2111
	成田市	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476 (22) 1111		八街市	〒289-1192 八街市八街ほ 35-29	043 (443) 1111
	佐倉市	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043 (484) 1111		印西市	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476 (42) 5111
	東金市	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1	0475 (50) 1111		白井市	〒270-1492 白井市復 1123	047 (492) 1111
	旭市	〒289-2595 旭市二 1920	0479 (62) 1212		富里市	〒286-0292 富里市七栄 652-1	0476 (93) 1111
	習志野市	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047 (451) 1151	南房総市	〒299-2492 南房総市富浦町青木 28	0470 (33) 1021	
	柏市	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04 (7167) 1111	匝瑳市	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479 (73) 0084	
勝浦市	〒299-5292 勝浦市新官 1343-1	0470 (73) 1211	香取市	〒287-8501 香取市佐原口 2127	0478 (54) 1111		
				山武市	〒289-1392 山武市殿台 296	0475 (80) 1112	
				いすみ市	〒298-8501 いすみ市大原 7400-1	0470 (62) 1111	
				大網白里市	〒299-3292 大網白里市大網 115-2	0475 (70) 0300	

### ○町村役場

		所在地	電話番号			所在地	電話番号
印旛郡	酒々井町	〒285-8510 酒々井町中央台 4-11	043 (496) 1171	長生郡	一宮町	〒299-4396 一宮町一宮 2457	0475 (42) 2111
	栄町	〒270-1592 栄町安食台 1-2	0476 (95) 1111		睦沢町	〒299-4492 睦沢町下之郷 1650-1	0475 (44) 1111
香取郡	神崎町	〒289-0292 神崎町神崎本宿 163	0478 (72) 2111		長生村	〒299-4394 長生村本郷 1-77	0475 (32) 2111
	多古町	〒289-2292 多古町多古 584	0479 (76) 2611		白子町	〒299-4292 白子町関 5074-2	0475 (33) 2111
山武郡	東庄町	〒289-0692 東庄町笹川い 4713-131	0478 (86) 1111		長柄町	〒297-0298 長柄町桜谷 712	0475 (35) 2111
	九十九里町	〒283-0195 九十九里町片貝 4099	0475 (70) 3100		長南町	〒297-0192 長南町長南 2110	0475 (46) 2111
	芝山町	〒289-1692 芝山町小池 992	0479 (77) 3901	大多喜町	〒298-0292 大多喜町大多喜 93	0470 (82) 2111	
	横芝光町	〒289-1793 横芝光町宮川 11902	0479 (84) 1211	御宿町	〒299-5192 御宿町須賀 1522	0470 (68) 2511	
				* 鋸南町	〒299-2192 鋸南町下佐久間 3458	0470 (55) 2111	

\* 安房郡







# 県税の相談

県税について、不明な点、納期限までに納められない事情などがある場合は、次表の県税事務所、自動車税事務所で納税の相談を受け付けています。

平成30年6月1日現在

事務所名	所在地	電話番号	所管区域
中央県税事務所	〒260-8654 千葉市中央区都町 1-1-20	043 (231) 0161	千葉市(千葉西県税事務所管内の地域は除く)
千葉西県税事務所	〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4	043 (279) 7111	千葉市 <sup>(注)</sup> ・ 習志野市・八千代市
船橋県税事務所	〒273-8580 船橋市湊町 2-10-18	047 (433) 1275	市川市・船橋市・浦安市
松戸県税事務所	〒271-8564 松戸市小根本 7	047 (361) 2112	松戸市・流山市・鎌ヶ谷市
柏県税事務所	〒277-8558 柏市あけぼの 2-1-5	04 (7147) 1231	野田市・柏市・我孫子市
佐倉県税事務所	〒285-8503 佐倉市鐺木仲田町 8-1	043 (483) 1115	成田市・佐倉市・四街道市・ 八街市・印西市・白井市・ 富里市・印旛郡
香取県税事務所	〒287-8503 香取市佐原イ 92-11	0478 (54) 1314	香取市・香取郡
旭県税事務所	〒289-2504 旭市二 1997-1	0479 (62) 0772	銚子市・旭市・匝瑳市
銚子支所	〒288-0817 銚子市清川町 1-6-12	0479 (22) 5907	
東金県税事務所	〒283-8501 東金市東新宿 1-11	0475 (54) 0223	東金市・山武市・大網白里市・ 山武郡
茂原県税事務所	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	0475 (22) 1721	茂原市・勝浦市・いすみ市・ 長生郡・夷隅郡
大多喜支所	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470 (82) 2214	
館山県税事務所	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470 (22) 7117	館山市・鴨川市・南房総市・ 安房郡
木更津県税事務所	〒292-8525 木更津市貝淵 3-13-34	0438 (25) 1110	木更津市・君津市・富津市・ 袖ヶ浦市
市原県税事務所	〒290-0081 市原市五井中央西 1-1-25 サンプラザ市原 5 階	0436 (22) 2171	市原市
自動車税事務所	〒260-8523 千葉市中央区問屋町 1-11	043 (243) 2721	県内全域 (自動車税・自動車取得税のみ)

(注) 千葉西県税事務所管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

〔花見川区〕朝日ヶ丘 1～5 丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井 1 丁目・4 丁目、柏井町、検見川町 1～3 丁目・5 丁目、犢橋町、こてはし台 1～6 丁目、作新台 1～8 丁目、さつきが丘 1～2 丁目、三角町、大日町、武石町 1～2 丁目、千種町、長作台 1～2 丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園 1～5 丁目、花見川、幕張町 1～6 丁目、幕張本郷 1～7 丁目、瑞穂 1～3 丁目、南花園 1～2 丁目、み春野 1～3 丁目、横戸台、横戸町

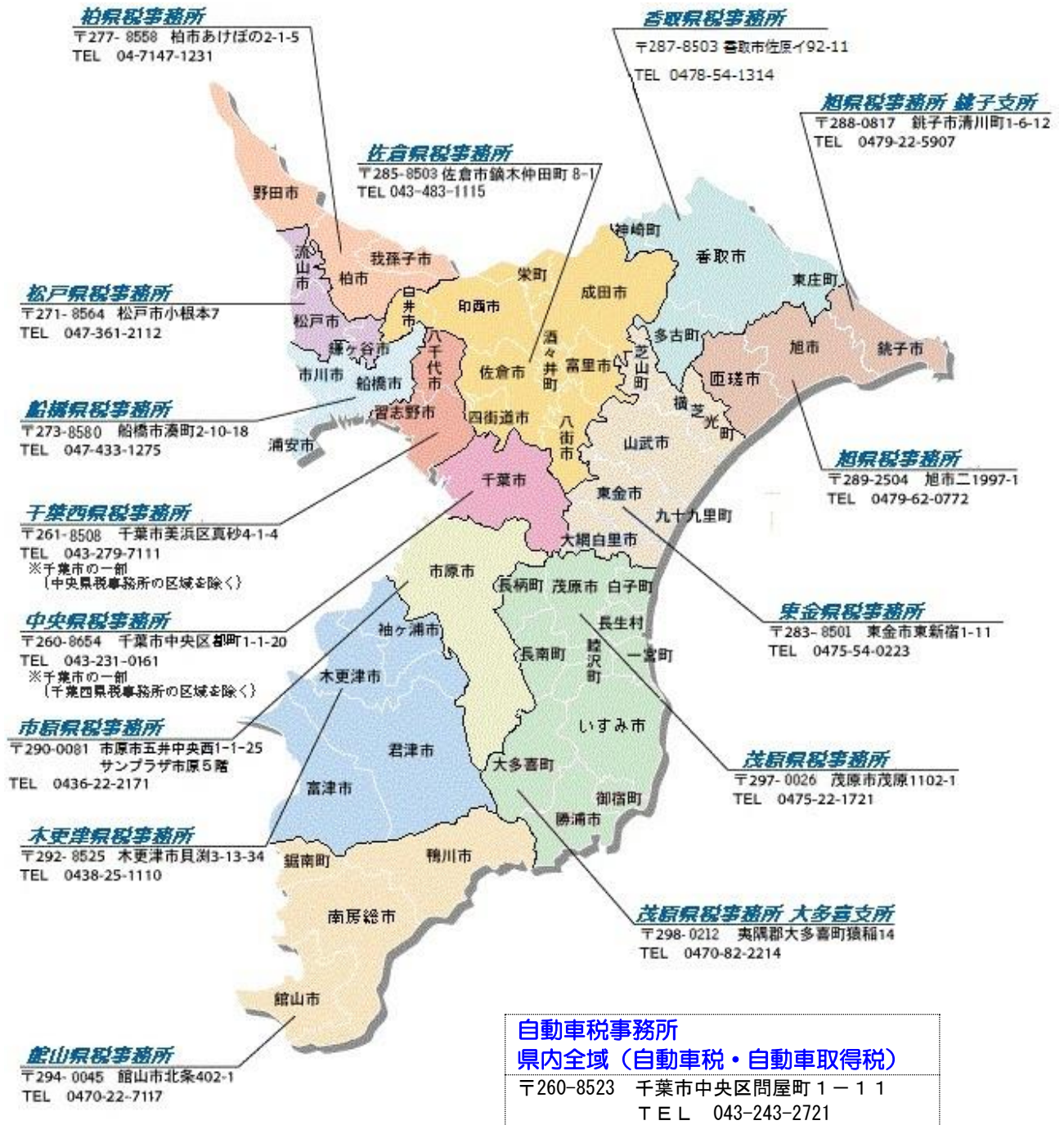
〔稲毛区〕小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町

〔美浜区〕磯辺 1～8 丁目、打瀬 1～3 丁目、豊砂、中瀬 1～2 丁目、浜田 1～2 丁目、ひび野 1～2 丁目、幕張西 1～6 丁目、真砂 1～5 丁目、美浜、若葉 1～3 丁目

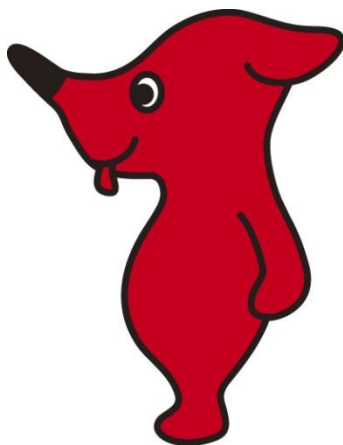


# 県税の所管地図

平成30年6月1日現在







千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」

## くらしと県税 2018

制作・発行：千葉県総務部税務課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
TEL 043-223-2114

2018.6